

学校経営のポイント

大地震等自然災害への備えを徹底する

若井 彌一

予想もしないようなテーマだな、と思われるかもしれない。だからこそ、書いておきたいと思い、上記のテーマを掲げてみた。

大小の地震が続発、備えは？

人々の関心や興味のもち方は、じつに多様である。小・中・高校、盲・聾・養護学校に勤務されている教職員の方々も、その例外ではなからう。個人的な関心や興味は、それが自然である。

しかし、人数の多少に違いはあるものの、国や社会の将来を担っていく児童・生徒の教育に携わっている者として、個人的な関心・興味としてではなく、職務上、共通にもつべき関心・興味がある。それは、児童・生徒の安全確保（精神的にも身体的にも）である。

児童・生徒の安全確保といっても、さまざまなレベルがあるが、今回強調しておく必要があると思うのは、生命の安全確保と直結する、大地震等自然災害の危険に対する備えである。

平成7(1995)年1月17日発生の阪神大震災では、5,000人を超える死傷者が出た。地震という自然災害の破壊力を実感させられてから丸7年を経過したが、最近、北海道から沖縄までを包み、各地で震度5クラスの地震が多発していることに注意を払いたい。死者が出るほどの被害が出ていないことはまことに幸いであるが、このような段階においてこそ、各学校では、自校における地震への備えは十分であるのか、いま一度、点検をしていただきたいものである。

さて、わが国の災害に対する対策の基本を定めた法律は「災害対策基本法」(昭和36(1961)年11月15日公布、法律第223号)である。

この法律は、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的としており(第1条)、同法中「災害」とは「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう」(第2条第1号)ものと定義されている。

児童・生徒・保護者への訴えかけも

重要なのは、この「災害」の定義はともかくとして、第一次的災害とそれに連鎖しての二次的災害をいかにして最小にするか、ということである。

各学校においては、災害対策基本法の定める趣旨にのっとり、「法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない」(第7条第1項)との自覚を、教職員が新たにするとともに、児童・生徒に、いざという場合の緊急避難行動がとれるように実践的な訓練を施すこと、また、保護者にも災害への備えをすることの必要性を理解していただき、学校での防災訓練活動への参加・協力を促すことに努めたい。

昨年9月11日の世界貿易センタービル爆破事件以来、次々と発生する人為的災害(人災)に類する事件等に目を奪われがちであるが、「天災(自然災害)は忘れたころにやってくる」という箴言を想起したいものである。

(わかい・やいち=上越教育大学教授)

■好評発売中！ 資料CD添付／定価2730円■

教職研修'02情報版

好評・新刊案内(10月19日発売) 教育開発研究所刊

新教育課程実践事例集 No.4
通知表工夫・記入事例集
A5判220頁・定価2415円

ピンポイント新教育課程実践 No.4
事件・事故を回避する50のポイント
B5判200頁・定価2500円